

令和 7 年度要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等
(児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用資格指定講習会) 実施要領

1 目的

児童福祉司の任用資格取得要件となっている児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用資格認定講習会を併せて一元的に実施し、資格の取得を促す。

2 主催

埼玉県

3 受付を開始する講習会

(1) 児童福祉司任用前講習会 (以降②と表記)

(2) 児童福祉司任用資格認定講習会 (以降③と表記)

なお、【別添】修了科目表の「①要保護児童調整機関の調整担当者研修」は、市町村における任用職に係る研修であるため、当該科目に係る受講申込みは、市町村へ別途照会しています。

4 対象者

埼玉県が実施する児童福祉司採用選考の受験者又は受験予定者等であり、すでに当該研修の任用要件を満たしている者(児童福祉法施行規則第6条第1項第7号から14号)で、埼玉県が受講を認めた者。(対象研修：【別添】修了科目表②又は③)

5 開催日時及び会場

	日 程	時 間	場 所
1 日 目	令和 7 年 12 月 12 日 (金)	10:25～16:10	さいたま共済会館 601 会議室
2 日 目	令和 7 年 12 月 19 日 (金)	10:30～16:10	さいたま共済会館 601 会議室
3 日 目	令和 8 年 1 月 9 日 (金)	9:20～16:40	さいたま商工会議所第 1・2 ホール
4 日 目	令和 8 年 1 月 14 日 (水)	9:20～16:40	ときわ会館大ホール
5 日 目	令和 8 年 1 月 23 日 (金)	10:30～16:10	さいたま商工会議所第 1・2 ホール
6 日 目	令和 8 年 1 月 29 日 (木)	9:20～16:40	さいたま共済会館 501・502 会議室
7 日 目	令和 8 年 2 月 4 日 (水)	9:20～16:45	さいたま商工会議所第 1・2 ホール

6 講義内容

【別添】科目終了表のとおり。

7 その他注意事項

- (1) 各々の研修を修了するためには、該当科目全ての履修が必要である。
- (2) 各講義において、30分以上遅刻、退席した場合には当該講義を欠席したものとみなす。
- (3) ②については、必須科目の全科目を履修した後にレポートを提出することで、研修修了を認め、修了証を交付する。
- (4) やむを得ず一部の科目が受講できなかった場合は、次年度に限り当該科目を再度受講することで各々の研修を修了することができる。(②については履修後のレポート提出を要す。)
- (5) 各々の研修で修了に必要な科目は異なるが、修了に必要な科目について受講者が積極的に受講することは妨げない。

8 申し込み方法・連絡先

- (1) 申込手続 以下のフォームからお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/S3ZSLdXmWw>
- (2) 受付締切 令和7年10月31日(金)
- (3) 連絡先 **【事務局連絡先】**
埼玉県こども安全課 児童虐待対策担当
TEL：048-830-3335
(平日 9：00～17：00)

【別添】修了科目表

(○は必須科目)

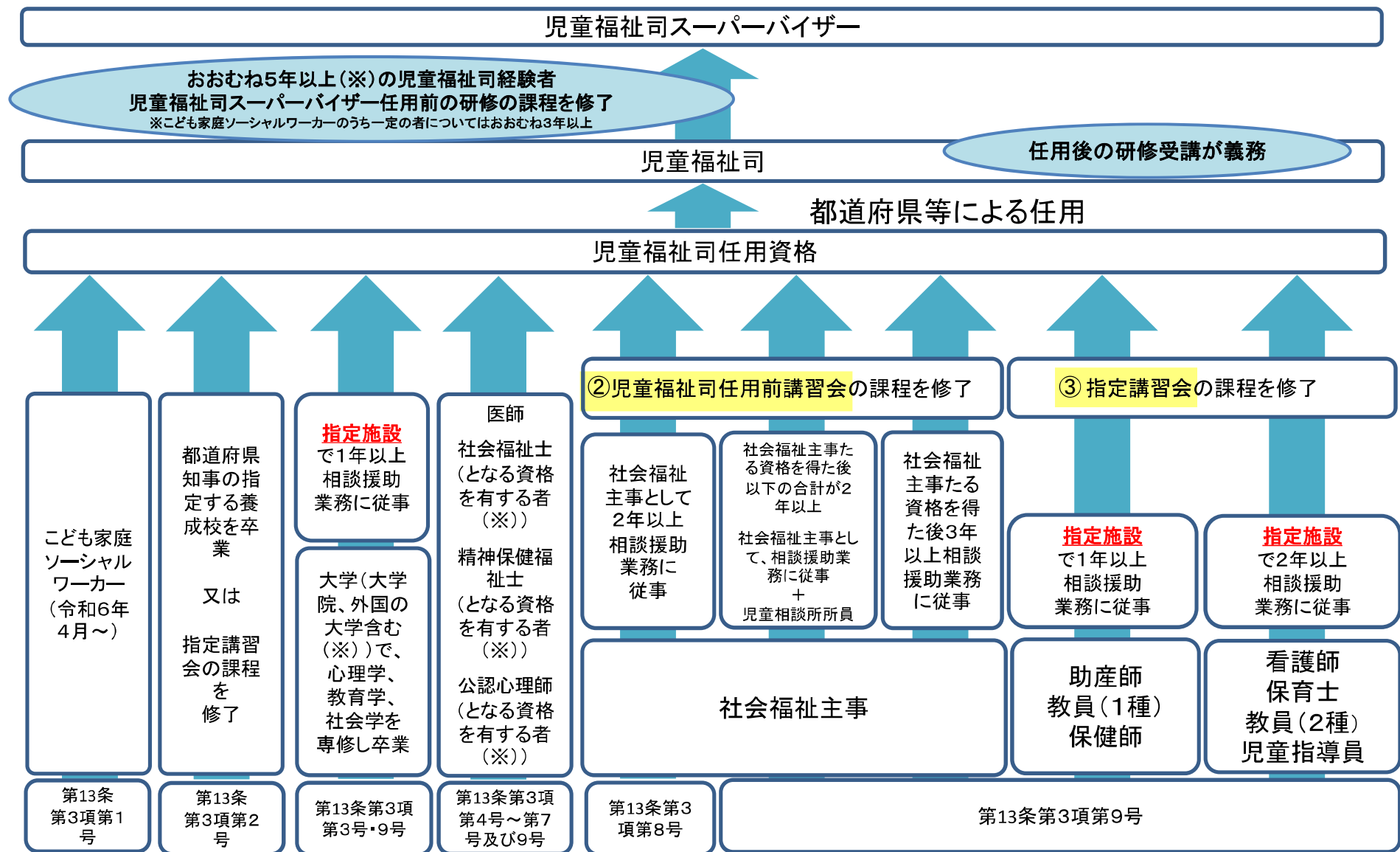
科目名	細 目	① 要保護児童調 整機関の調整 担当者研修	② 児童福祉司 任用前講習会	③ 児童福祉司 任用資格 認定講習会
子ども虐待対応	○子ども虐待の一般的知識(現状と課題を含む) ○子ども虐待対応の基本原則(基本事項) ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分離保護・養育・家庭支援) ○子ども虐待事例のケースマネージメント(アセスメント・プランニング) ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例(死亡事例を含む)の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例(代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)、性的虐待、医療ネグレクト)の理解 ○乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児童への対応	○	○	○
要保護児童対策地域協議会の運営	○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○調整機関の役割 ○他市町村及び管轄外児童相談所との連携 ○市町村 子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	○	○	
会議の運営とケース管理	○個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○進行管理を行う意義と目的 ○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	○		
子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達 ○子どもの発達の特性 ○生育環境とその影響(DV・貧困を含む) ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況	○	○	
子どもの生活に関する諸問題	○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題 ○非行相談事例のケースマネジメント(アセスメントと支援プラン) ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例(性暴力、物質依存、放火等)の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本	○	○	
母子保健の役割と保健機関との連携	○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子健康 手帳の活用 ○保護者の特性 ○特定妊婦の把握と支援 ○保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方	○	○	
児童相談所の役割と連携	○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス(事例検討) ○方針決定のあり方	○	○	○
行政権限の行使と司法手続	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続 ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等		○	
障害相談・支援の基本	○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度について		○	○
社会的養護と市町村の役割	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護(被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価) ○社会的養護における継続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市町村の役割	○	○	○

【別添】修了科目表

(○は必須科目)

科目名	細 目	① 要保護児童調 整機関の調整 担当者研修	② 児童福祉司 任用前講習会	③ 児童福祉司 任用資格 認定講習会
子どもの所属機関の役割と連携	○学校組織 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○所属機関における特別なニーズのある子どもへの支援	○		
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○支援決定の流れ ○保護者理解と支援 ○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方	○		
子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約(児童の権利に関する条約) ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○社会的養護における運営・養育指針(理念・原理) ○子どもの権利侵害 ○個人情報の取扱い ○記録の取り方・管理 ○エビデンスの必要性と得るための倫理的配慮 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	○	○	○
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県(児童相談所)、市町村の役割 ○市町村相談援助業務 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○児童福祉審議会の目的と役割	○	○	○
子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用	○子ども・子育て支援制度 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家庭の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度	○		
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども家庭支援のあり方 ○相談面接技術の基礎	○	○	○
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○子どもの面接・家族面接(ロールプレー) ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども・親・妊婦・家族・地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 ○上記について多様な相談を前提にした取組 ○子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス(事例検討) ○妊娠期におけるソーシャルワーク	○	○	○

(参考)児童福祉司の任用資格要件取得過程



(※)・・・第13条第3項第9号に該当。